

ID: 138

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市コール田無条例 第12条条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第118号		
【根拠条文】 (使用料の減額又は免除) 第12条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条に定める使用料を減額し、又は免除することができる。 2 前項の規定により使用料を減額又は免除する場合の基準及び減額することができる額は、規則で定める。 【基準】 根拠条文及び西東京市コール田無条例施行規則第7条の規定による。 (使用料の減額又は免除の基準等) 第7条 条例第12条に規定する使用料の減額又は免除の基準及び減額することのできる額は、別表第2のとおりとする。 2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条第1項の規定により施設等の利用の申請をする際、減額又は免除に係る必要書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日